

高額療養費の自己負担限度額が据え置きとなります

令和7年3月を中心に支部・出張所で開催した「中建国保の学習会※」では、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」と共に皆さんへ『令和7年度中建国保の便利帳（以下、便利帳）』を配付しました。

便利帳の20ページでは高額療養費について次のとおり記載していますが、令和7年8月からの自己負担限度額の見直しは凍結され、据え置きとなりました。

※支部により名称が異なる場合があります。



医療費が高額になったとき

■ 高額療養費

病院・診療所等で支払った一部負担金の合計額が高額になった場合（ひとつの病院・診療所等で、月の1日から末日までに自己負担限度額を超えた場合）には、申請により、その超えた額を支給します。

払い戻しの対象となった場合、世帯全員の所得・課税情報が必要となりますが、中建国保ではマイナンバーを利用して情報を取得します。ただし、所得・課税情報の取得ができなかった人には、中建国保の支部・出張所から個別に連絡しますので、所得・課税証明書の提出をお願いします。

高額療養費の自己負担限度額（令和7年度）

● 70歳未満の人

所得区分	国保世帯全体	多数該当
上位所得者「ア」	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
上位所得者「イ」	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般「ウ」	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般「エ」	57,600円	44,400円
低所得者「オ」	35,400円	24,600円

※多数該当とは、直近の12カ月のうち高額療養費が3回以上支給されているとき、4回目以降は自己負担限度額が減額されることをいいます。

【所得区分の基準となる金額】

ア 旧ただし書き所得合計901万円超
イ 旧ただし書き所得合計600万円超～901万円以下
ウ 旧ただし書き所得合計210万円超～600万円以下
エ 旧ただし書き所得合計210万円以下で非課税と判定できない
オ 加入者全員が市区町村民税の所得割・均等割とも非課税

● 70歳以上の人

所得区分	外来（個人ごと）	高齢世帯合算（入院含む）	多数該当
現役並み所得者 Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		140,100円
Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		93,000円
Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円
低所得者 Ⅱ			24,600円
Ⅰ	8,000円		15,000円

※現役並み所得者とは、中建国保に加入している同一世帯の70歳以上75歳未満の人の中に、課税所得が145万円以上の人が1人でもいる場合です。

※低所得者Ⅱは住民税非課税世帯、低所得者Ⅰは住民税非課税世帯であり、各所得もすべて無い世帯となります。

※月の途中で75歳になり後期高齢者医療制度へ移行する場合、移行した月の自己負担限度額は上記金額の2分の1になります。

令和7年8月の
変更は行われな
いこととなりました。

一部
変更

高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度の見直しにより、令和7年8月から自己負担限度額が変更となります。